教育職員免許法第5条別表第2による取得

基礎資格(学位等)と修得単位により養護教諭の免許状を取得

□基礎資格

取得する養護教諭の免許状の種類に応じ、下記の基礎資格を満たすこと。

免許種類	基礎資格				
専修免許状	修士の学位を有すること(※1)				
	1	学士の学位を有すること(※2)			
		保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、			
一種免許状		文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること			
	Л	保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、			
		文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること			
	1	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養			
		成機関を卒業すること(※3)			
 二種免許状		保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けて			
——怪光計4人 		いること			
	/\	保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第			
	, \	3項の規定により免許を受けていること			

- ※1 以下のいずれかに該当する場合、「修士の学位を有すること」と同等と認められる。
- 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
- ・大学(短期大学を除く。)の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- ※2 以下のいずれかに該当する場合、「学士の学位を有すること」と同等と認められる。
- 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
- ・文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合

(学校教育法第102条第2項の規定により飛び入学で大学院への入学を認められた場合)

- ※3 以下のいずれかに該当する場合、「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」と同等と認められる。
- ・大学に2年以上在学し62単位以上修得した場合
- 専門職短期大学を卒業又は専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合

□教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

大学又は文部科学大臣が指定する教員養成機関において、以下の単位を修得すること。(教員免許の認 定過程を有しない大学でも修得可)

免許法施行規則第66条の6に定める科目					
日本国憲法	2単位				
体育	2単位				
外国語コミュニケーション	2単位				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位				

□最低修得単位数

取得しようとする免許状に対応した認定課程を有する大学等で修得すること。

なお、単位の修得時期は問わない。

Auto	100	養護及び	ナなったシロに会はファレゼル来ります		専修		一 種				二種		
第一	一欄	教職に関 する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	粤	1修	•	1		Λ.	1		7	
		養護に	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	28	4		合わせて3単位以上(※1)	2	2			
	第		学校保健	2		2			合わせて 2単位以	1			
			養護概説	2		2			上(※2)	1			
			栄養学(食品学を含む。)	2		2			2	2			
	名二欄	関す	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2		2	28			2 24			
	1149	る科目	解剖学•生理学	2		2				2			
			「微生物学、免疫学、薬理概論」	2		2				2			
			精神保健	2		2				2			
			看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10		10				10			
		教 育 の 基	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想					2単位 以上	2単位 以上				
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習 の過程	8				(最低1以上の科目 必修) (※3)		5			
最低修	第	礎 的 理	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解										
得単位	三欄	解に	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)				8				(*	(6)	
数		関するる	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)										
		科目	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)										
		9 す `の合	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容						ω				
	第四		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の 活用を含む。)		6					6			
	欄		生徒指導の理論及び方法	,						O			
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的 な知識を含む。)の理論及び方法										
	第五		養護実習 (※4)	5			5	2	2	4			
	欄	目す実る践	教職実践演習	2		:	2			2			
		大学が独自に設定する科目(※5) ※上記第二〜五欄における余剰単位をもって充当可		31		7				4			
			合計	8	80	5	6	12	22	42			

- ※1「衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)」「学校保健」「養護概説」「栄養学(食品学を含む。)」の内容を含んで合計3単位以上修得すること。
- ※2「学校保健」「養護概説」の内容を含んで合計2単位以上修得すること。
- ※3「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち、最低1科目以上、合計2単位以上を修得すること。

※4 養護実習について

- (1)養護実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
- (2)学校体験活動の単位を2単位まで含むことができる。この場合、他の学校の教諭の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を、養護実習の単位に流用することはできない。
- (3) 養護教諭、養護助教諭又は教育職員免許法施行規則(以下「規則」という。)第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目(養護実習を除く)」の単位をもって替えることができる。

※5 大学が独自に設定する科目について

(1) 専修免許状を取得する場合

専修免許状の「大学が独自に設定する科目」のうち24単位については、大学院または大学(短期大学を除く)の専攻科において、「養護に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」を修得すること。

(2) 一種免許状又は二種免許状を取得する場合

ー種免許状又は二種免許状の「大学が独自に設定する科目」については、「養護に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目を修得すること。

※6 「ロ」または「ハ」の規定により二種免許状を取得する場合、養護及び教職に関する科目の単位は不要。P.1の基礎資格を満たした上で、規則第66条の6に定める科目を修得することで取得可能。

□ 単位差による取得

- ・既に二種免許状を取得している者(または所要資格を得ている者=申請すれば取得可能な者)が一種免許状を取得する場合、二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。
- ・既に一種免許状を取得している者(または所要資格を得ている者二申請すれば取得可能な者)が専修免 許状を取得する場合、一種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。

□ 単位の流用について

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の免許状または栄養教諭の免許状についての所要資格を得ている (当該免許状を取得している、又は申請すれば取得可能である)場合、これらの免許状の授与を受ける場 合のそれぞれの科目の単位を、下記表に記載の単位数を上限として流用が可能。

			専修		一種		二種		
	取得する免許状の種類			幼小中高 から流用 (※1)	栄養から 流用 (※2)	幼小中高 から流用 (※1)	栄養から 流用 (※2)	幼小中高 から流用 (※1)	栄養から 流用 (※2)
			衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)		ı	I	I	I	
			学校保健						
		養護	養護概説						
	第	5 C	栄養学(食品学を含む。)						
	二欄	関 す	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法						-
	们剌	」 る 科	解剖学•生理学						
		=	「微生物学、免疫学、薬理概論」						
			精神保健						
			看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)						
最		教 育	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思 想	6単位 まで 流用可	6単位 ま用可 流用可	6単位 まで 流用可	6単位 まで 流用可	4単位 まで 流用可	4単位 まで 流用可
低修		の基礎的理解	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習 の過程						
得単位	第一		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解						
数	三欄		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)						
% 3 %			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)						
4			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)						
				2単位 まで 流用可	8単位 まで 流用可	2単位 まで 流用可	8単位 まで 流用可	2単位 まで 流用可	
	第四		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の 活用を含む。)						4単位 まで 流用可
	欄	目に指等合的はなる教育を	生徒指導の理論及び方法						
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的 な知識を含む。)の理論及び方法						
	第五	す践教 目るに育 科関実	養護実習	_	_	_	_	_	_
	五欄		教職実践演習	_	_	-	_	_	_
	第六欄	る設独大 科定自学 目すにが	大学が独自に設定する科目 ※上記第二〜五欄における余剰単位をもって充当可	_	_	_	_	_	-
			合計						

- ※1 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- ※2 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- ※3 実際に修得していない科目や「一」の科目は流用不可。
- ※4 単位を流用した結果、P.2 の各科目における最低修得単位数を超過した場合、超過分の単位は「大学が独自に設定する科目」に充当可。